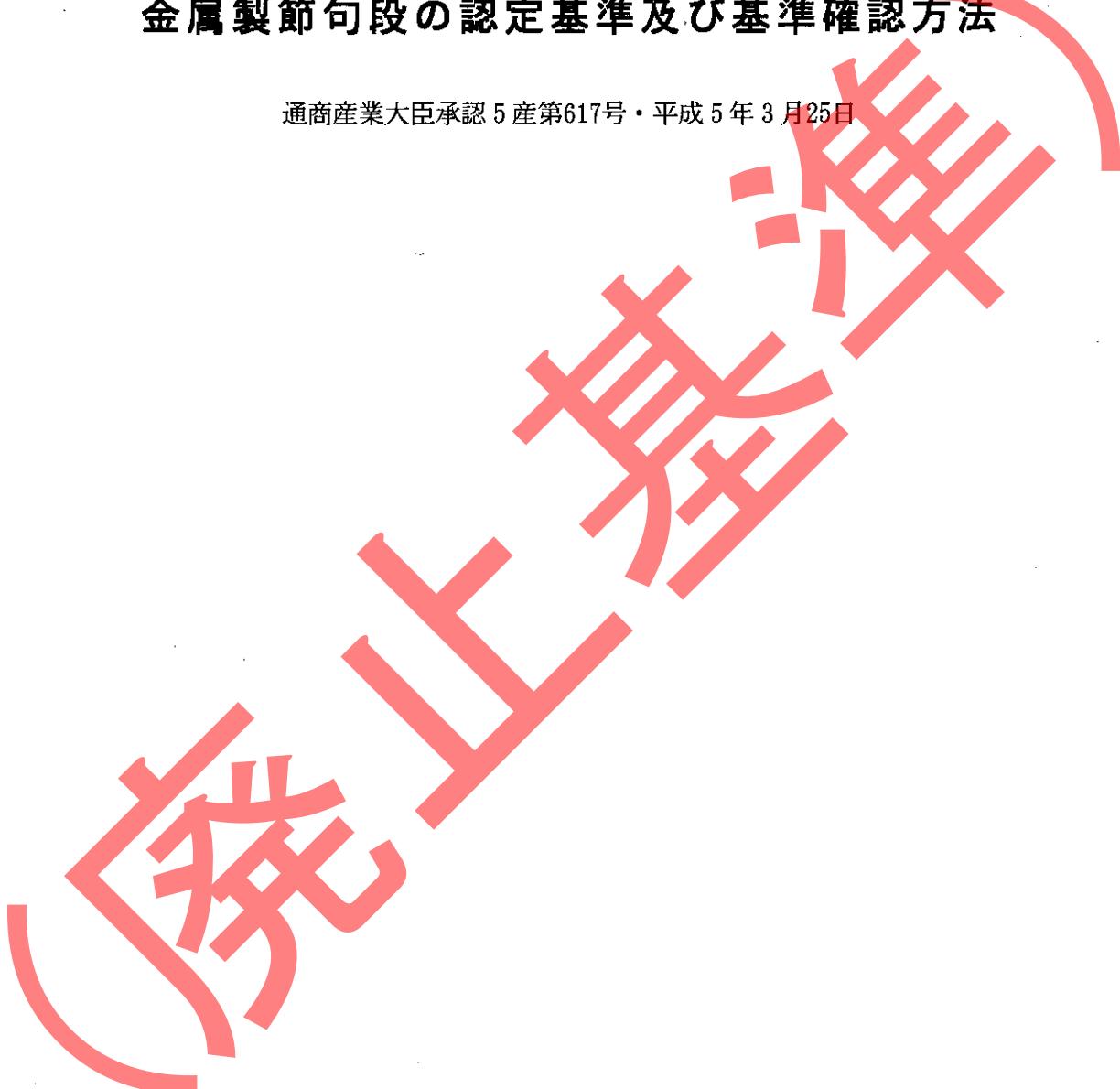


金属製節句段の認定基準及び基準確認方法

通商産業大臣承認 5 產第617号・平成 5 年 3 月 25 日



製品安全協会

鋼製節句段専門部会 専門委員名簿

(五十音順、敬称略)

氏 名 所 属

(部会長)	松 岡 寿 人	財団法人 日本文化用品安全試験所
(委 員)	赤 瀬 肇	赤瀬産業株式会社
	犬 伏 由 利 子	消費科学連合会
	上 野 裕	通商産業省生活産業局文化用品課
	江 原 清 治	株式会社江原製作所
	小 澤 孝 志	社団法人 日本ひな人形協会
	川 嶋 信 之	通商産業省産業政策局消費経済課消費者用製品指導室
	菊 地 照 雄	日本チェーンストア協会
	斎 藤 有 常	日本百貨店協会
	佐 藤 和 子	社団法人 日本消費生活アドバイザーコンサルタント協会
	田 中 芳 雄	製品安全協会
	地 崎 修	工業技術院標準部繊維化學規格課
	中 須 久 夫	株式会社中須金属工業所
	松 島 壮	社団法人 日本ひな人形協会
	山 崎 勝 己	株式会社山崎製作所
	渡 辺 義 生	通商産業検査所商品テスト部安全監督課
(関係者)	沖 山 忠 剛	社団法人 日本ひな人形協会 事務局長

(事務局) 製品安全協会

〒107 東京都豊島区池袋2-6-6 ストーク東池袋

電話 総務部代表 (03)-3590-6231

業務部代表 (03)-3590-7444

検査部代表 (03)-3590-3401

金属製節句段の認定基準及び基準確認方法

1. 基準の目的

この基準は、金属製節句段の安全性品質及び使用者が誤った使用をしないための必要事項を定め、一般消費者の身体に対する危害防止及び生命の安全を図ることを目的とする。

2. 適用範囲

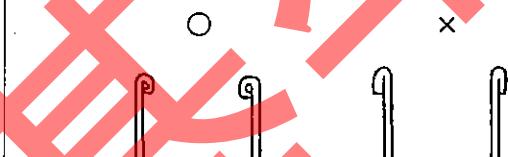
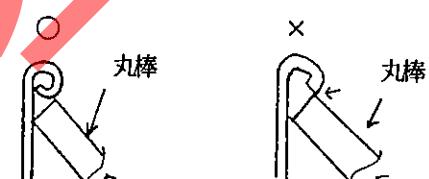
この基準は、ひな人形又は五月人形を飾るための組立式の金属製節句段（以下「節句段」という。）について適用する。なお、節句段は、基礎支持台部、棚板等から構成されるものとし、最低限基礎支持台部が金属製のものを対象とする。

備考：この基準の中で〔 〕内の数値・単位も規格値があるが、平成11年10月1日以降は参考値とする。

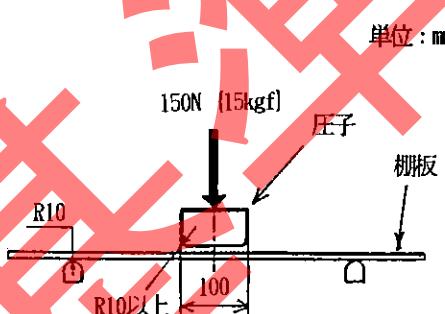
3. 安全性品質

節句段の安全性品質は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 外観及び構造	<p>1. 節句段の外観及び構造は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 組立・解体は容易であり、かつ各組付部は確実に固定できる構造であること。</p> <p>(2) 製品各部には、著しいがた、変形等がなく、かつ各部の仕上げは良好であること。</p> <p>(3) 外部に現れるねじ部、溶接部等の先端は、著しく突出していないこと。</p> <p>(4) 組立時等の使用時に手足等が触れる部分には、傷害を与えるような先鋒部、ばり等がないこと。</p>	<p>1.(1) 製品に添付する取扱説明書の組立・解体説明に従って、組立て及び解体を行い、目視、触感等により確認すること。</p> <p>(2) 組み立てられた製品を水平、平坦な床面上に置き、接地部及び棚板部にがた等がないことを触感等により確認すること。</p> <p>仕上げについては、塗膜のはがれ、著しいむら等のないことを目視等により確認すること。</p> <p>(3) 目視及び触感により確認すること。なお、ナット又はめねじからのねじ部の突出は4ピッチ以下であるか、又は袋ナットを用いていることを目視により確認すること。</p> <p>(4) 直径4mm±0.05mmの金属製丸棒にJIS P 3001(新聞巻取紙)2.品質に規定する新聞紙(ただし、厚さは0.085mm±0.005mmとする。)を6回硬く巻き重ね、手足等が触れる部分にあて、10N{1kgf}の力で押しづらしたとき、新聞紙が切れ</p>

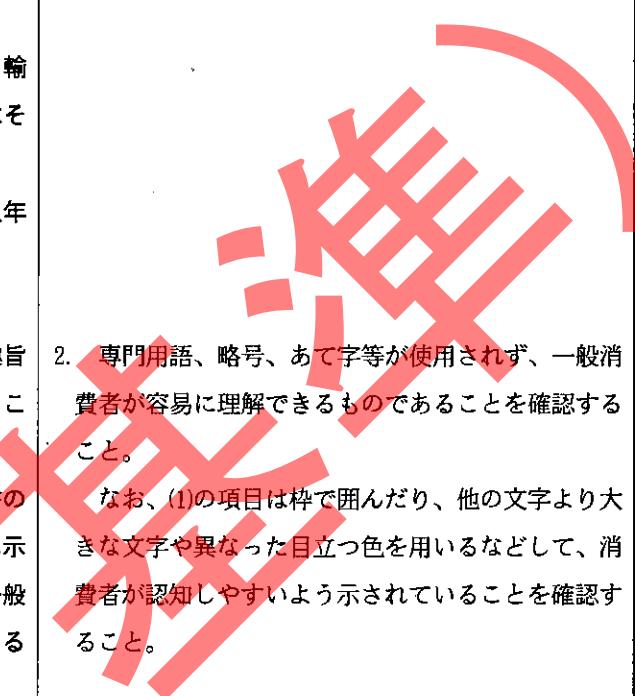
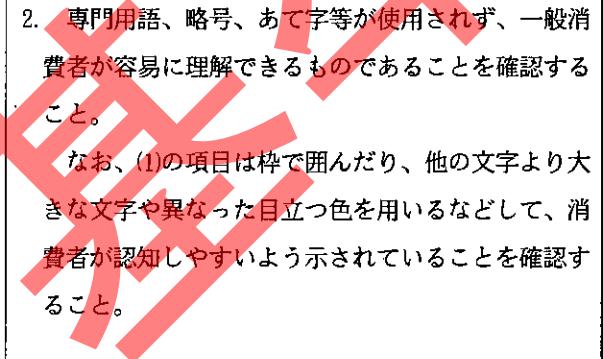
項目	認定基準	基準確認方法
	<p>(5) 厚さ0.6mm未満の金属材料を使用したものにあっては、その端部は折返し等の処理がされていること。</p>	<p>ないことを目視により確認すること。 なお、手足等が触れる部分とは、金属製丸棒先端が入りうる箇所を示す。</p> <p>(5) 金属材料を使用した各部をスケール等により測定し、処理状況を目視等により確認すること。ただし、塗膜等が施されている場合は、金属材料のみの厚さを測定して確認すること。</p> <p>なお、折返し状況については、図1に示すように外表面へは折り返さず、かつ基準確認方法1.(4)に規定される金属製丸棒の先端が折返し端部に触れないこと（図2参照）を確認すること。</p>  <p>図1 折返し方向</p>  <p>図2 折曲げ状況</p>
	<p>(6) 金属部の折曲げ部又はつき合せ部は、角部及び端部が外表面にあらわれない構造であるか、又は容易に外れないプラスチック製キャップ等により覆われていること。</p> <p>(7) フレーム、支柱等の組付け・接合部には、組立て又は解体の際に手指を挟みこむ箇所がないこと。</p>	<p>(6) 目視、触感等により確認すること。</p> <p>(7) 操作等により確認すること。</p>

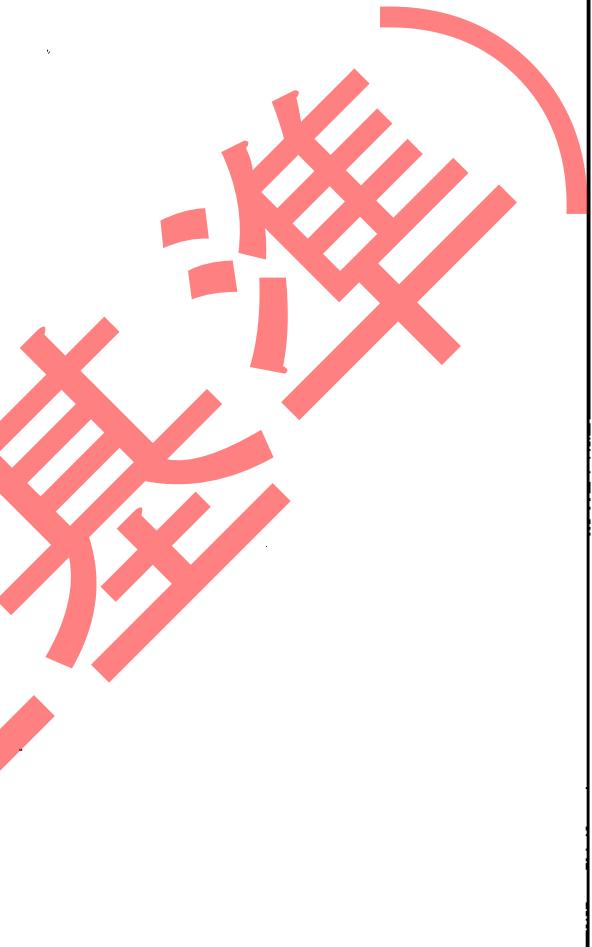
項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
2. 耐荷重性	<p>2. 節句段の耐荷重は、以下のとおりとする。</p> <p>(1) 前後方向へのねじれ試験を行ったとき、20mm以上の変位がなく、かつ各部に破損、変形等がないこと。</p> <p>(2) 側方荷重試験を行ったとき、各部に座屈、破損、外れ等がないこと。</p>	<p>2.(1) 図3に示すように、水平、平坦な床面上に組み立てられた製品を置き、片側の接地部フレームを固定し、もう一方の接地部フレーム後端に静かに後方へ力を加えていき、50N [5kgf]に達したら1分間保持し、基準位置での変位量(δ)をスケール等により測定して確認すること。引き続き、荷重を除去し、変形等のないことを目視により確認すること。なお、試験床面は、JIS A5705(ビニル床タイル)に規定するビニル床タイルとする。</p> <p>図3 前後方向へのねじれ試験</p> <p>(2) 図4に示すように、水平、平坦な床面上に組み立てられた製品を置き、両接地部を固定し、一方の直立支柱上端に静かに側方へ力を加えていき、100N [10kgf]に達したら1分間保持した後、変形等の有無を目視等により確認すること。</p> <p>図4 左右方向へのねじれ試験</p>

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	(3) 棚板は、耐荷重試験を行ったとき、座屈等の著しい変形のないこと。	<p>(3) 図5に示すように、保持状態の棚板中央に静かに荷重を加えていき、150N [15kgf] に達したら、1分間保持し、座屈等のないことを確認すること。続いて、荷重を除去し、著しい変形等のないことを確認すること。</p> <p>なお、異なった寸法の棚板を用いているものにあっては、各寸法の棚板で試験すること。</p> <p>圧子の寸法は、長さ 100mm、幅が棚板の幅以上とし、端部の曲率半径は10mm以上であること。</p>  <p>図5 棚板の耐荷重試験</p>
3. 材 料	3. 耐食性材料以外の金属材料を使用した部分は、防せり処理が施されていること。	3. 目視及び触感により確認すること。

4. 表示及び取扱説明書

節句段の表示及び取扱説明書は、次のとおりとする。

項目	認定基準	基準確認方法
1. 表示	<p>1. 製品には、容易に消えな い方法で次の事項を表示す ると。</p> <p>(1) 申請者（製造業者、輸 入業者等）の名称又はそ の略号。</p> <p>(2) 製造年若しくは輸入年 又はその略号。</p>	<p>1. 目視及び触感により確認すること。</p> 
2. 取扱説明書	<p>2. 製品には、次に示す趣旨 の取扱説明書を添付するこ と。</p> <p>なお、(1)は取扱説明書の 表紙等の見やすい箇所に示 し、(3)、(4)及び(5)は、一般 消費者が容易に理解できる よう図を併記すること。</p> <p>なお、(6)はイラストの併 記や、より大きな文字を使 用する等して認知しやすい ものであること。</p> <p>(1) 取扱説明書を必ず読み、 読んだ後保管すること。</p> <p>(2) 組立て及び解体は取扱 説明書によって行うこと。</p> <p>(3) 製品各部の名称</p> <p>(4) 部品の構成</p> <p>(5) 組立て及び解体の方 法・手順</p> <p>(6) 使用上の注意</p> <p>(a) 部品が変形したり、 不足した場合は、その まま使用すると傷害の</p>	<p>2. 専門用語、略号、あて字等が使用されず、一般消 費者が容易に理解できるものであることを確認する こと。</p> <p>なお、(1)の項目は枠で囲んだり、他の文字より大 きな文字や異なった目立つ色を用いるなどして、消 費者が認知しやすいよう示されていることを確認す ること。</p> 

項目	認定基準	基準確認方法
	<p>おそれや不安定になることがありえるため、製造業者等に連絡して、部品の交換等した後使用すること。</p> <p>(b) 収納時には、湿気のある場所や上に重いものを載せたまま保管しないこと。</p> <p>(c) 他の用途には使用しないこと。</p> <p>(d) 棚板に手をかけたり、よりかからなうこと（製品と共に転倒したり、部品が外れたりして危険な場合があります。）特に幼児が行わないよう注意すること。</p> <p>(e) 幼児が棚板の下に入ったり、遊び場所として使用しないよう注意すること。</p> <p>(f) 組立て、解体時等に幼児が部品に触れたりしないよう注意すること。</p> <p>(g) 組み立てられた状態のまま押しづらしたりして移動しないこと。</p> <p>(7) SGマーク制度は、箇句段の欠陥によって発生した人身事故に対する賠償制度である旨。</p>	

項 目	認 定 基 準	基 準 確 認 方 法
	(8) 製造業者、輸入業者、販売業者等の名称、住所及び電話番号。	

参考付図

